平成２８年６月１５日

第４種委員会委員各位
加盟登録チーム代表各位

（公財）埼玉県サッカー協会
第４種委員長　東　島　雅　之

熱中症対策＜ガイドライン＞について

梅雨の候、本委員会事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、気候の変動により夏季の気温上昇が著しく、熱中症による事故が増加傾向にあることに鑑み、先般ＪＦＡから 2016 年３月 10 日付にて熱中症対策についてのガイドラインの通達がありました。

また、これに併せ本県協会からは、6 月 8 日付にて今年度の方向性の決定について通達がありました。

これらを踏まえ、当委員会は人命尊重という立場から、採用可能なものから適宜運用することとし、下記のとおり遵守基準を策定しましたので貴所属の指導者、関係者に周知徹底されるよう通知します。

記

当面取り得る対応
ＪＦＡ熱中症対策〈A〉より
① ベンチにテントを設置し、日射を遮るようにする。(主催者及び参加チーム協力)
② ベンチ内でスポーツドリンクを飲めるようにする。
※埼玉スタジアム、浦和駒場スタジアム、ＮＡＣＫ５スタジアム、堀崎グランド、熊谷スポーツ文化公園陸上競技場＝５０％に薄めればＯＫ
③会場にＷＢＧＴ計を準備し、試合開始ごとに計測する。
④審判員、運営役員、緊急用に、氷、水等及び経口補水液を準備する。
⑤会場に看護師を常駐させる。(従来より実施)
⑥6 月 15 日から 9 月 15 日までの試合（練習・ゲームにも適用）ついては、必ず「Cooling　Break」を設ける。

◆クーリング・ブレイクについて
・前後半１回ずつ３分間とする。
①ベンチに戻してテントのなかで休ませ、身体を冷やす。
②スポーツドリンクの飲水許可＝※会場による
③指導者の試合に対する指導は OK
④その他、選手の冷却処置に使う器具類は本部の許可を得て使用する

◆その他

・指導者に望むこと。

①熱中症ガイドラインを熟知すること。

②選手の健康管理に努めるとともに、体調に変化を認めたときは出場を取り止めるなど「選手の命が大事」といった視点に立った対応を優先すること。

③症状が見られると判断したときは、近隣の者に協力を求める等により初期の処置を適切に行うこと。　（チーム間を問わず相互に選手を見守る。）

◆次年度以降の課題

①WBGT＝３１℃になる時期に大会を実施しないなど、日程変更も視野に検討する。

◆試合等の対応

・JFA の熱中症対策を熟知し、安全第一な運営に心がけること。

・今回の対応策に沿った準備を行うこと。

・試合開始時刻を早める等、日中の 12 時から 15 時は休憩タイムを導入するなどの調整を図ること。

・夏場の試合時間を極力 15 分ハーフにすることを検討すること。

◆参考

【熱中症の新分類】

Ⅰ度　・めまい、たちくらみがある。
　　・手足の筋肉が痛い。
　　・汗が拭いても拭いても出てくる。

Ⅱ度　・頭痛がする。
　　・吐き気がする、吐く。
　　・からだがだるい。

Ⅲ度　・意識がない。
　　・からだがひきつる。（けいれん）
　　・呼びかけに対し返事がおかしい。
　　・真っすぐに歩けない、走れない。
　　・体温が高い。

【対処法】

Ⅰ度　・涼しい、風通しの良い場所に移す。
　　・安静にして体を冷やす。
　　・水を飲ませる。
　　※熱痙攣では 0.9％食塩水、熱疲労では 0.1～0.2％の食塩水又は経口補水液

Ⅱ度　・Ⅰ度の対応を持続する。
・誰かが必ずそばで見守り、短時間で症状が改善しなければ病院へ搬送する。
・Ⅲ度に悪化した場合も病院へ。

Ⅲ度　・Ⅰ度・Ⅱ度の対応を継続する。
・躊躇せず救急車を要請、病院へ搬送。

※ＪＦＡからの通知文書及び熱中症ガイドライン、ＳＦＡからの熱中症対策文書については、ＳＦＡ公式ウェブサイトから確認してください。

「選手の命を守る」という観点から、役員、指導者及び関係者の協力の下に、事故のない安全な運営に努めましょう。